

# センターだより



武蔵一宮氷川神社  
((公社)さいたま観光国際協会提供)

## CONTENTS

■ 平成25年度統一標語及びポスター	1	■ 薬物・銃器事犯の情勢	6
■ ごあいさつ	2	■ 暴追センターの主な活動	9
■ 暴力団情勢等	3	■ 暴追センターからのお知らせ	13
暴力団犯罪の検挙状況			
中止命令発出状況			

平成25年度

暴力追放・薬物乱用防止運動用

# 統一標語及びポスター

暴力追放最優秀賞

わが町に いらない いれない 暴力団

暴力追放優秀賞

暴力団 正義と勇気で バリケード

暴力追放佳作

住民の 絆で追放 暴力団

暴力追放佳作

暴力を 締め出す勇気 スクラムで

薬物乱用防止優秀賞

薬物の 誘惑断る 強い意志



平成25年度暴力団追放最優秀賞ポスター及び標語





# ごあいさつ

埼玉県警察本部刑事部長

## 櫻井 雅彦

埼玉県警察本部刑事部長の櫻井でございます。

皆様には、平素から暴力団排除や薬物乱用防止活動をはじめ、警察活動の各般にわたり、深いご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、公益財団法人「埼玉県暴力追放・薬物乱用防止センター」は、今年、設立25周年という節目の年を迎えられると聞いております。長きにわたり、暴力団排除と薬物乱用防止活動の中核としてその役割を果たしてこられたことに、改めて敬意を表す次第です。

近年の暴力団は、警察の取締りの強化や暴力団排除意識の高揚など社会情勢の変化に伴い、組織実態を隠蔽しながら、覚醒剤等違法薬物の密売やみかじめ料等の不当要求など伝統的な資金獲得活動に加え、生活保護受給者を狙った貧困ビジネスを手がけ、更には行政や企業の経済活動にも介入するなど、その活動を一段と多様化、巧妙化させています。また、そうした一方でけん銃発砲事件を引き起こすなど、依然として県民生活に大きな不安と脅威を与えています。

暴力団の大きな資金源となっている覚醒剤や大麻等の違法薬物については、他の犯罪を誘発する危険性を常に内包し、また、薬物乱用者本人のみならず、平和な家庭をも崩壊させるなど、社会全体に計り知れない悪影響を与えることから極めて深刻な問題となっております。

このような現状を踏まえ、県警察では、暴力団を弱体化させ、壊滅に追い込むため首領等の幹部をはじめとした暴力団構成員等に対する取締りを強力に推進するとともに、資金源の封圧と犯罪収益の剥奪などに取り組んでおります。

ところで、本年は埼玉県暴力団排除条例が施行されて3年目を迎えますが、昨年までに県内全ての市町村でも暴力団排除条例が施行されるなど、暴力団排除の機運は着実に浸透しており、地域や職域においても新たな暴力排除団体が設立されるなど、関係機関、団体、そして県民の皆様が一体となった暴力団排除運動が活発に展開されております。

県警察といたしましても、社会から暴力団を排除し、暴力団組織を壊滅に追い込む絶好の機会と受け止め、取締りと連動した暴力団排除活動を引き続き強力に推進していく所存でございます。

暴力追放・薬物乱用防止活動において大切なことは、暴力団をはじめとする反社会的勢力の存在を許さないという姿勢を社会全体で堅持することであり、安全で安心な社会を実現するためには警察と貴センターをはじめとした地域、職域の暴力排除関係団体、そして県民の皆様との一層の連携が必要不可欠でありますので、一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

終わりに、貴センター並びに各地域・職域における暴力排除推進団体の益々のご発展とご活躍、そして県民の皆様のご健康とご多幸を祈念申し上げ、私の挨拶と致します。

# 暴力団情勢等、暴力団犯罪の検挙状況、中止命令等発出状況

埼玉県警察本部 刑事部  
捜査第四課

## 暴力団情勢

### 1 暴力団勢力

平成24年12月末現在、県内においては、約1,990人の暴力団員等を把握しています。

その中で、六代目山口組、住吉会及び稲川会の3団体の暴力団員等は約1,480人であり、全体の約74%を占めています。

### 2 暴力団による資金獲得活動の多様化

暴力団は、近年、伝統的な資金獲得活動や民事介入暴力、行政対象暴力等に加え、その組織実態を隠ぺいしながら、建設業、不動産業、金融・証券市場等に進出して、企業活動を偽装した資金獲得活動を活発化させています。

また、公共事業に介入して資金を獲得したり、公的融資制度等を悪用した詐欺事件等を多数敢行するなど、社会経済情勢の変化に応じた多種多様な資金獲得活動を行っています。

## 埼玉県暴力団排除条例

### 1 条例の概要

本県では、平成23年8月1日に埼玉県暴力団排除条例が施行されました。



この条例は、暴力追放3ない運動の理念である

- 暴力団を恐れない
- 暴力団に資金を提供しない
- 暴力団を利用しない

に加えて、

- 暴力団員等と不適切な関係を有しない

ことを基本理念としています。

また、暴力団排除活動は、「社会対暴力団」という構図のもとで取り組んでいくべきものであることから、この条例では、暴力団排除に関する県及び県民並びに事業者の方々の責務を定めるとともに

- 事業者による暴力団員等への利益供与の禁止
- 暴力団事務所の開設禁止
- 青少年の健全育成のための措置
- 県の事業における措置
- 暴力団排除活動に取り組む県民等への支援等を規定しています。

### 2 条例の適用状況

本県では、条例施行から平成25年6月末までの間に、暴力団事務所の開設禁止違反を1件検挙するとともに、事業者による暴力団員等への利益供与行為に対し、埼玉県公安委員会から6件の勧告が行われていません（公表事例はありません）。

平成25年上半期の勧告事例は次のとおりです。

- (1) 県南部地域において清掃関連用品のレンタル業を営む者は、駅周辺の飲食店等に清掃関連用品をレンタルするに当たり、同所を縄張りとする暴力団住吉会傘下組織の暴力団員が、当該店舗等からレンタル代金名目で用心棒料を上乗せした料金を徴収することを知りながら、平成23年8月から約1年間にわたり、当該レンタル料金徴収業務を当該暴力団員に委託し、また当該暴力団員はその業務の委託を受けていたことから、平成25年1月、埼玉県公安委員会は両者に対し勧告を行った。
- (2) 県東部地域において風俗営業を営む者は、その事業におけるトラブルの防止又は解決のために暴力団の威力を利用することの見返りとして、平成23年8月から約9か月の間、暴力団六代目山口組傘下組織の暴力団員に対し、芳香剤購入名目で数回にわたり現金等を供与し、また当該暴力団員はこの利益の供与を受けていたことから、平成25年2月、埼玉

県公安委員会は両者に対し勧告を行った。

## 暴力団犯罪の検挙状況 (平成25年上半年)

### 1 団体別の検挙件数・検挙人員

項目 団体名	検挙件数 (件)		検挙人員 (人)	
	全国	県内	全国	県内
山口組	10,431	457	4,870	98
住吉会	3,591	679	1,679	272
稲川会	2,740	128	1,588	76
極東会	330	72	218	27
その他	3,895	62	1,887	28

### 2 罪種別検挙人員

	全国		県内	
	全国	県内	全国	県内
覚取法	2,664	118	強盗	163
傷害	1,290	87	詐欺	1,041
恐喝	519	29	賭博	94
窃盗	1,121	75	その他	3,350
				142

※ 上半期の数値は暫定値

### 3 主要事件

#### ○ 暴力団六代目山口組傘下組織関係者による業務上横領事件

六代目山口組傘下組織関係者らは、NPO法人が運営する宿泊施設に居住する生活保護受給者がさいたま市から振込により受給した生活保護費の一部を、預かり保管するキャッシュカードを使用して引き出し着服したことから、平成25年1月、同関係者ら4人を業務上横領で逮捕した。

#### ○ 暴力団住吉会傘下組織組長による恐喝未遂事件

住吉会傘下組織組長は、過去に自己の知人が逮捕された原因は被害者にあると因縁をつけ、被害者から金を脅し取ろうとしたことから、平成25年4月、同組長を恐喝未遂で逮捕した。

#### ○ 暴力団稲川会傘下組織幹部らによる詐欺事件

稲川会傘下組織幹部らは、不動産売却を希望する被害者に買い手を探して売却するなどと言って騙し、嘘の不動産売買契約を締結させ、所有権をヤミ金融業者に移転させて同業者から2,500万円の融資を受け、財産上不法の利益を得たことから平成25

年6月、同幹部ら3人を詐欺で逮捕した。

## 中止命令の発出状況 (平成25年上半年)

### 1 暴力団対策法に基づく命令の発出状況

県内では中止命令を82件、再発防止命令を3件それぞれ発出しました。

中止命令82件のうち、不当贈与要求行為、みかじめ料要求行為及び用心棒料等要求行為に係るものが全体の約55%を占め、団体別では、六代目山口組、住吉会及び稲川会の3団体で全体の約89%を占めています。

#### 【形態・団体別中止命令発出状況】

形態別	団体別	六代目山口組	住吉会	稲川会	極東会	その他指定暴力団	指定暴力団以外	計
不当贈与要求	6	13	4	1	0	0	24	
みかじめ料要求	0	6	0	0	0	0	6	
用心棒料等要求	8	7	0	0	0	0	15	
現場立会助勢	0	0	0	0	0	6	6	
脱退妨害・加入強要	1	25	3	2	0	0	0	
計	15	51	7	3	0	6	82	

※ 指定暴力団以外とは、暴力団員を利用したり、暴力団員と親しく付き合っている人で、暴力団員が不当な要求行為をする現場で助勢した一般人を含みます。

### 2 主な中止命令事案

#### 不当贈与要求行為

暴力団員Aは、所属する暴力団〇〇組への上納金を工面するため、知り合いの者に対し、「お前は〇〇組の名簿に載っている。俺に毎月1万円上納金を払え。」等と告げ、金品を要求した。

#### みかじめ料要求行為

暴力団員Bは、飲食店経営者に対し、「〇〇組の者だ。この辺はみんな付き合ってもらっているから、毎月3万円払ってくれ。」等と告げ、金品を要求した。



### 用心棒料等要求（物品購入要求）行為

暴力団員Cは、飲食店経営者に対し芳香剤を手渡し、「お金だよ、お金。判ってるよね。皆、払ってるんだ。」等と告げ、物品の購入を要求した。

### 脱退妨害行為

暴力団員Dは、暴力団員としての生活に嫌気がさして逃げている者に対し、「組から逃げてどうするんだ。やっていくんだらう。分かってるよな。」等告げて、暴力団組織から脱退することを妨害した。

## 県警ホームページ

埼玉県警察のホームページでは、

- 暴力団対策法第9条で禁止されている暴力的要求行為の態様
- 県内における暴力団犯罪の検挙状況、中止命令の発出状況

等暴力団に関する情報を掲載しております。

また、事業所に対して実施している不当要求防止責任者講習については、県警ホームページ上にて電子申請サービスを行っておりますので、ご利用下さい。

詳しくは、

埼玉県警察ホームページ

<http://www.police.pref.saitama.lg.jp/>

をご覧ください。

**暴力団から青少年を守るために**  
~青少年の育成に携わる方々へ~

埼玉県暴力団排除条例が制定され、青少年の育成に携わる方に、青少年が暴力団員による犯罪の被害者となったり、暴力団に加入したりすることのないよう教育、指導、助言を行っていただくことが条例の内容に盛り込まれました。  
このリーフレットでは、暴力団から青少年を守るために知っていただきたいことなどについて、Q&A方式で紹介します。

埼玉県警察 

# 薬物・銃器事犯の情勢

埼玉県警察本部  
薬物銃器対策課

## 1 薬物事犯情勢

### (1) 平成25年上半期の薬物事犯情勢

平成25年上半期の全国における覚醒剤事犯の検挙人員は、約5,100人と前年同期に比べて約500人減少していますが、押収量は約550kgであり、前年同期と比べて約400kg増加しました。

大麻事犯の検挙人員は約750人と、前年同期と比べて約2%程度の減少となっています。

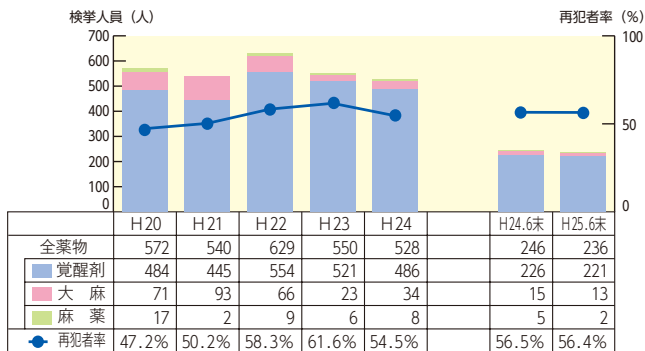
また検挙人員のうち、約5割が暴力団関係者となっています。

県内においては、覚醒剤事犯の検挙人員が221人と、前年同期と比べて5人減少していますが、覚醒剤押収量は約2,500gであり、前年同期と比べて約1,850gと大幅に増加しています。

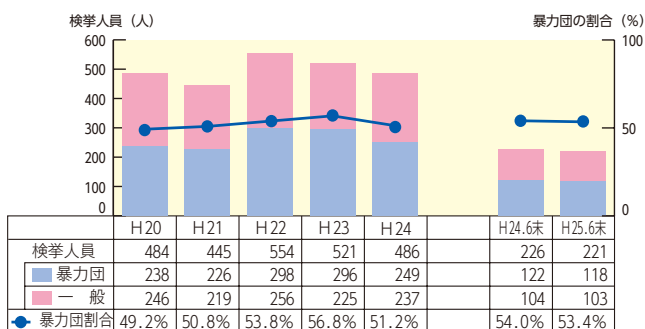
また覚醒剤事犯検挙人員の5割程度を暴力団が占めています。

### (2) 県内における薬物事犯検挙状況（薬物別）

薬物事犯検挙状況（薬物別）



覚醒剤検挙に占める暴力団の割合



### (3) 最近の主要検挙事例

#### ○ 台湾からの覚醒剤密輸入事件

2月、羽田空港において、台湾から覚醒剤約1kgを密輸しようとした女2人を逮捕するとともに、警視庁と合同で密輸グループの首謀者である住吉会系暴力団幹部ら6人を逮捕しました。

#### ○ ベトナム人による組織的大麻栽培事件

群馬県警と合同でベトナム人グループの大麻栽培事件を捜査中、群馬県内の新たな大麻栽培工場を突き止め、栽培されていた200本を越える大麻草を押収するとともに、ベトナム人5人を検挙しました。



### (4) 薬物乱用の拡散

従来、覚醒剤等の薬物は、暴力団等の密売人とながりが無ければ入手が難しかったものが、ここ数年はインターネットや宅配便などによる匿名性の高い密売方法により、誰でも簡単に購入可能になるなど、供給面に変化が表れています。

また、店舗やインターネットを通じて、「合法ハーブ」「アロマ」などと称する脱法ドラッグが販売されており、「法律に違反しない」「体に害がない」などの誤った認識や興味本位により、若者への拡散や健康被害が懸念されています。

## 2 銃器事犯情勢

### (1) 平成25年上半期の銃器発砲事件発生状況

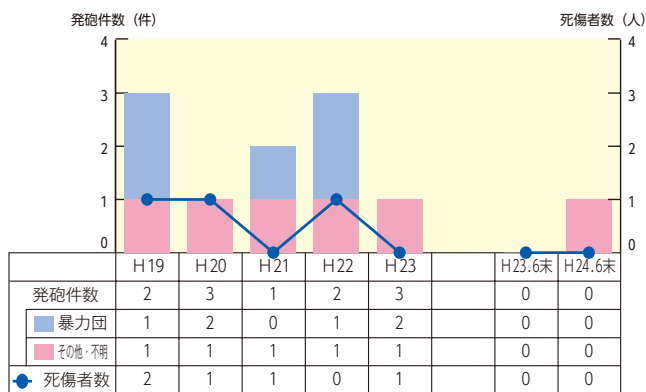
平成25年上半期における全国の銃器発砲事件は24件（前年同期比+12件）と倍増し、発砲により3人が死亡（同-4人）、2人が負傷（同-4人）しており、依然として拳銃等の違法な銃器が、平穏な市民生活の脅威となっています。

県内では、上半期に1件の発砲事件が発生し、男性1人が負傷しています。

県内で押収された拳銃



県内の発砲件数と死傷者の推移



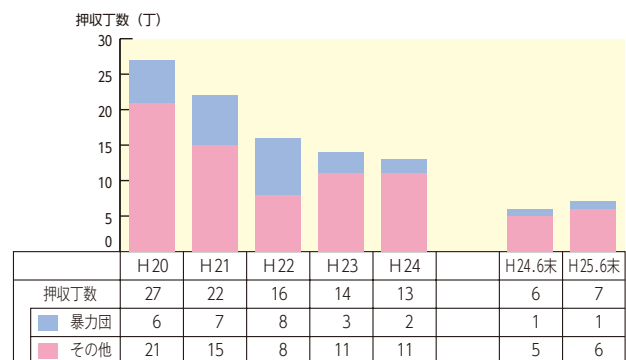
### (2) 銃器押収状況

拳銃の押収は、銃刀法の改正による厳罰化等に伴い、暴力団等による隠匿方法がますます巧妙になるなど、近年、全国的に減少傾向にあります。

平成25年上半期、全国で押収した拳銃は260丁（前年同期比+86丁）と前年に比べ増加していますが、暴力団からの押収は35丁（前年同期比-18丁）と減少しています。

県内においては、平成25年上半期に拳銃7丁（+1丁）を押収しており、うち1丁を暴力団から押収しています。

県内の拳銃押収数の推移





### 3 薬物乱用防止及び違法銃器追放活動の推進

県警察では、関係機関・団体との連携による薬物乱用防止及び違法銃器追放のキャンペーンなど、効果的な広報啓発活動を県内各所で実施し、薬物乱用を拒絶する規範意識の確立と違法銃器根絶への意識の高揚に努めています。



### 4 薬物・拳銃等に関する情報提供のお願い

- 覚醒剤などの違法薬物を根絶するためには、薬物の乱用を見逃さない、許さない環境を作ることが重要です。

「覚醒剤を持っている人を知っている」「覚醒剤をやめられなくて困っている人がいる」などの情報をお寄せください。

また、インターネット上には、違法薬物を売買する広告や違法薬物の乱用を助長する情報が氾濫しています。

そのような情報の提供もお待ちしています。

- 安全で、安心であるべき私たちの街には、残念ながら今も多くの拳銃が隠されています。

『拳銃110番報奨制度』は、

「拳銃を持っているのを見た」

「拳銃を持っているという話を聞いた」

といった情報を受け付け、その情報により拳銃が押収され、かつ犯人が逮捕されたときに、情報提供者に対して報奨金が支払われる制度です。

情報は、24時間年中無休で、匿名でも受け付けています。

詳しくは警察本部へお問い合わせください。

拳銃110番

全国共通フリーダイヤル

0120-10-<sup>ジュウ ミナ ナ シ</sup>3774

(24時間・年中無休)

# 暴追センターの主な活動

## 暴力追放及び薬物乱用防止の広報啓発活動

暴力追放及び薬物乱用防止の意識を高めるために、県民大会の開催、広報誌、ポスター、パンフレットの作成配布や講演等による広報啓発活動を行っています。

第25回

## 暴力追放・薬物乱用防止

### 埼玉県民大会



平成25年 暴力追放運動用統一ポスター標語最優秀作品

とき 平成26年  
2月13日(木)

ところ さいたま市文化センター  
大ホール



### 表彰

#### 暴力追放活動功労者 5名

- 長野 裕子 ● 宮林 信明 ● 森島 訓生 ● 伊藤 文彦 ● 久保 文治

#### 暴力追放・薬物乱用防止活動功労者 5名

- 野口 明彦 ● 田中 恵一 ● 池上 幸男 ● 間中健太郎 ● 植野幸太郎

#### 暴力追放活動功労団体 6団体

- 東日本旅客鉄道株式会社 蕨駅 ● 独立行政法人都市再生機構埼玉地域支社
- 富士見工業団地工業会 ● 籠原飲食店組合
- 富士見市商工会 ● 株式会社ウチダ

#### 暴力追放・薬物乱用防止活動功労団体 8団体

- 学校法人ものつくり大学 ● 西秩父地区暴力排除・薬物乱用根絶推進協議会
- 埼玉県浦和競馬組合 ● 八潮市役所
- 川越警察署少年非行防止ボランティア連絡会 ● 西武鉄道株式会社
- 朝霞地区暴力排除推進協議会 ● 東日本旅客鉄道株式会社大宮支社

### 特別講演

「犯罪被害に遭って、今、思うこと」

被害者支援ネットワーク佐賀Voiss直接支援員  
宮元 篤紀氏

### 県警音楽隊の演奏







平成25年8月1日 J R大宮駅コンコース広場で  
「埼玉県暴力団排除条例2周年記念」キャンペーンを実施



県庁南側に設置した「暴力追放・薬物防止運動の懸垂幕」



コミュニティバス車内の広報活動



県内 J R 駅構内にポスターを掲示した広報活動  
(さいたま新都心駅の状況)



県営プール場における広報活動 (さいたま水上公園の状況)



# 不当要求防止責任者講習

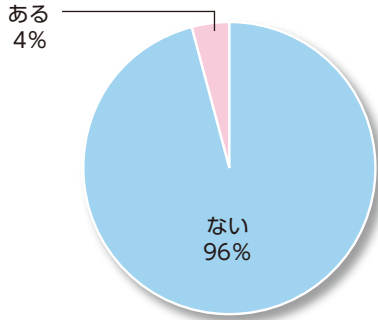
暴力団対策法では、事業所における暴力団からの不当要求被害を防止するため、責任者を選任することになっています。当センターは県公安委員会から委託を受けて、責任者に対して不当要求防止責任者講習を行っています。

過去5年間の講習実施状況

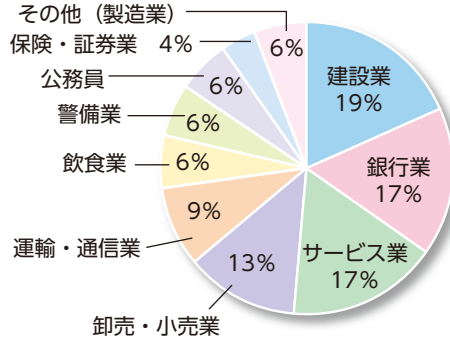
	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
講習回数	50回	44回	60回	63回	65回
受講者数	2,883人	2,650人	3,250人	3,519人	3,532人

○平成25年度上半期アンケート調査結果（回答率65.3%（回答者数1,476人／受講者数2,261人））

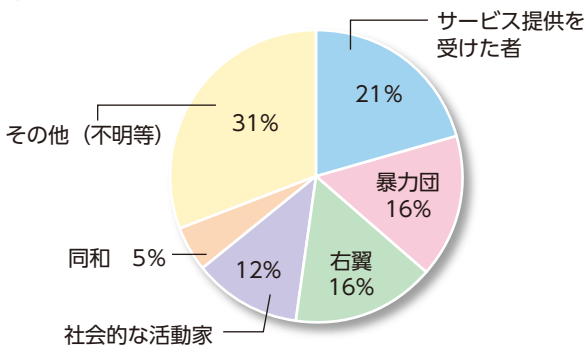
## 1 過去3年間の不当要求の有無（n=1476人）



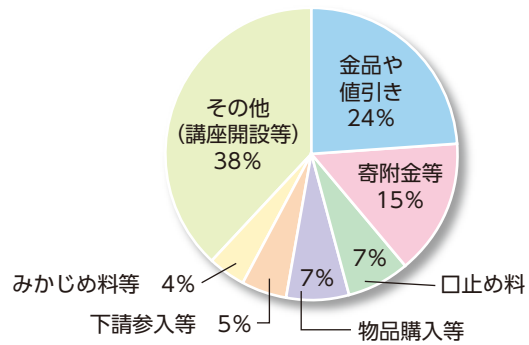
## 2 不当要求を受けた業種（n=54人）



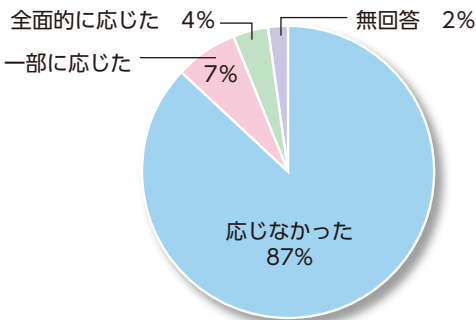
## 3 不当要求の相手の名乗り方（複数回答n=58人）



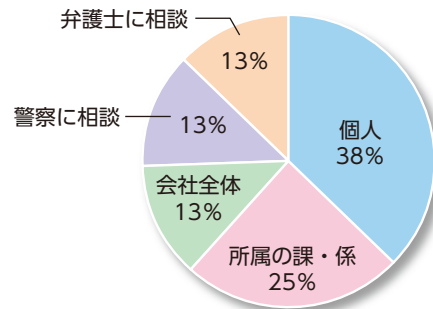
## 4 不当要求の内容（複数回答n=55人）



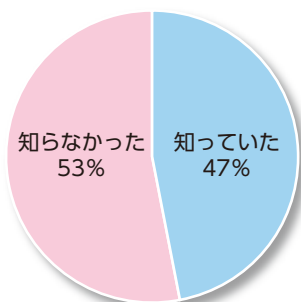
## 5 不当要求に応じたか（複数回答n=54人）



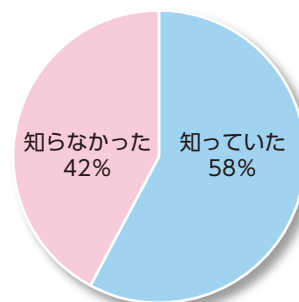
## 6 不当要求に対する対応（複数回答n=8人）



## 7 「企業指針」の認知度（n=1,401人）



## 8 「埼玉県暴力団排除条例」の認知度（n=1,103人）



不当要求に応じた人の66.7%は「企業指針」も「県条例」も知らなかった。

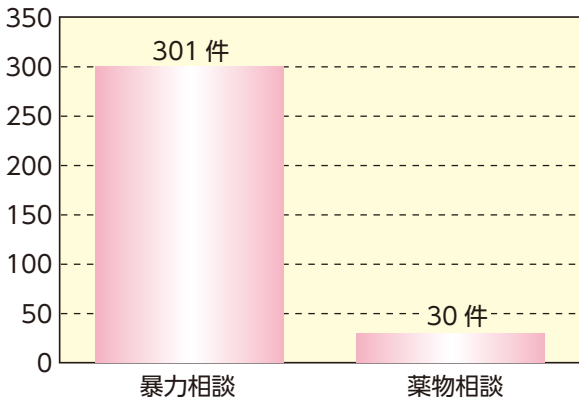
## 暴力団及び薬物乱用防止に関する相談活動

暴力団や薬物乱用防止に関してお困りの方に対し、問題解決の指導や助言、支援を行っています。

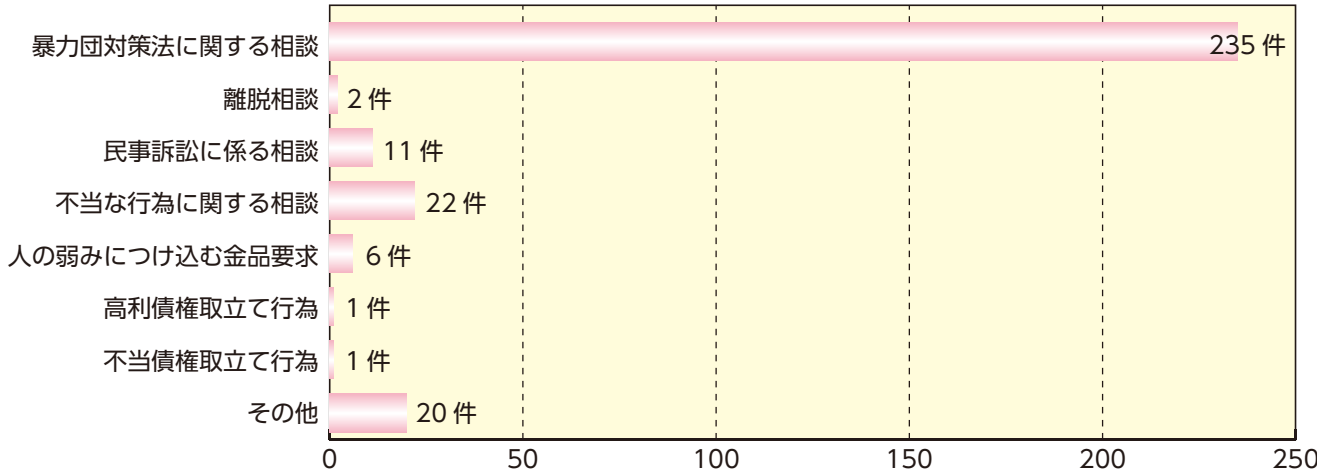
過去5年間の相談件数

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
暴力相談	703件	533件	551件	667件	713件
薬物相談	43件	36件	58件	51件	48件
計	746件	569件	609件	718件	761件

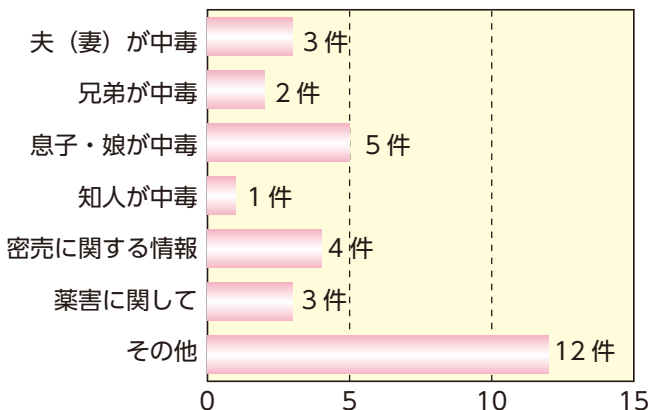
### 相談受案件数（平成25年度上半期）



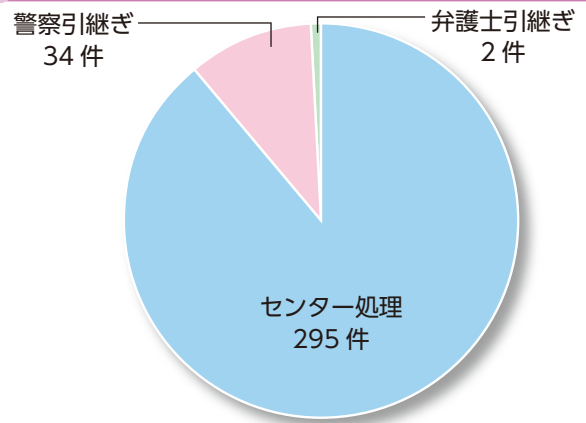
### 薬物相談内容（平成25年度上半期）



### 薬物相談内容（平成25年度上半期）



### 相談処理結果（平成25年度上半期）



# 暴追センターからのお願いとお知らせ

## 賛助会員を募集しております

～個人、団体、企業等多くの方の入会をお待ちしております～

当センターでは、団体、企業、個人及び行政が一体となり、県民総ぐるみで暴力追放・薬物乱用防止運動を展開するため、センターが行う事業にご理解とご支援をいただきたく、賛助会員を募集しています。多くの皆様のご入会をお待ちしております。

賛助会員を募集しています



賛助会員 1口 年額 1万円から

- 特典
- 会員証の交付
  - センター発行の機関紙の配布
  - 暴力団等排除に関する各種資料の配布
  - 暴力追放等県民大会への招待
  - 暴力団排除講習等の優先実施
  - メルマガの配信「埼玉県暴追センター通信」
  - ポスターの配布



**入会手続** ● 入会申込書を提出していただき、理事会の承認を受けます。詳しくは、暴追センター(TEL 048-834-2140)にお尋ね下さい。

平成25年11月末現在、442の団体、企業等から賛助会への入会を頂いております。

## センターのホームページをリニューアルしました

センターでは、ホームページのリニューアルを行いました。

当センターの事業内容や暴力団等反社会的勢力を相手にする際の基本的対応要領等や薬物乱用防止Q&A等を掲載しています



検索先  検索



**暴力団対策**は、県警のホームページとリンクしています。埼玉県暴力団排除条例や埼玉県暴力団排除条例Q&Aを見ることができます。

**不当要求防止責任者講習のご案内**は、県警ホームページにリンクしていますので、不当要求防止責任者届出を電子申請することが可能です。

## 暴力追放・薬物乱用防止「ビデオ」の無料貸出し

センターでは、暴力追放・薬物乱用防止ビデオを無料で貸出しています。題名や内容についてはホームページで確認してください。

会社の研修・会議等でご利用になりたい方は、センターにご連絡ください。平成24年度は、63団体98本、貸出しました。

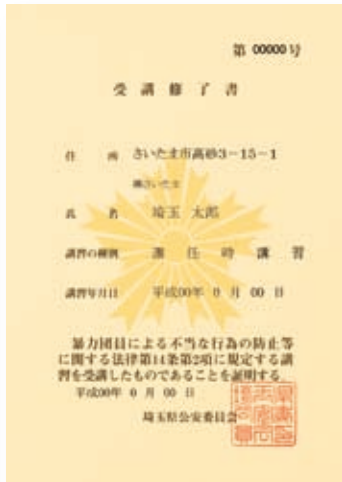




無料

## 不当要求防止責任者講習

あなたの事業所を暴力団等から  
守るための講習です



暴力団等から不当な要求を受けた時、どの様に対応すべきか、講習により具体的な要領をマスターしておくで安心です。

事業所毎に責任者を選任して、講習を受けましょう

### 講習を受ける順序

事業所毎に責任者を選任する。

選任届書は、警察のホームページの電子申請のほか、所轄警察署の刑事課へ提出する。

後日往復はがきで講習日が通知されます。

### 講習種別

- 選任時講習 責任者に選任された時に講習
- 定期講習 講習受講後概ね3年を経過した時に講習

### 講習内容

- 暴力団情勢について
- 暴力団総合対策について
- 暴力団等の不当要求に対する具体的対応要領について
- 受講修了書交付
- 暴力排除資料の提供



## 受賞のお知らせ

### 平成25年度全国表彰(警察庁長官賞)

#### 個人

金章 🌸 藤井俊夫様  
銅章 🌸 萩原隆様  
銅章 🌸 安藤智一様

#### 団体

🌸 川越市暴力排除推進協議会様

### 平成25年度関東管区表彰(関東管区警察局長賞)

#### 個人

🌸 山舘秀一様  
🌸 山本喜久子様  
🌸 増田真一様

#### 団体

🌸 春日部市暴力排除推進協議会様  
🌸 秩父地区暴力排除推進協議会様  
🌸 西入間地区暴力排除推進協議会様

# 暴力団と薬物乱用問題で困っていませんか!! おまかせください!

暴力追放センターは暴力と薬物汚染のない明るい「埼玉県」を実現するため、警察と連携して次の事業を推進しています。

どうぞお気軽にご相談ください。

## 暴力団と薬物乱用問題に関する無料相談（電話、面接のほかメールでも）

（毎週月～金の午前9時から午後5時まで）

- 暴力追暴相談電話 **(048) 834-2140**  
ヤミヨ ツイホー
- 薬物問題相談電話 **(048) 822-4970**  
ヤメニコニコ ヨクナレ
- 暴力団離脱相談電話 **(048) 822-3148**  
ヤメニコニコ サイシュッパツ
- メールでの相談 メールアドレス **s.v.d.c@basil.ocn.ne.jp**



（メールでの相談は、電話で回答することとしておりますので、必ず、電話番号と名前を明記して下さい。）

## 訴訟費用等の無利子貸付

暴力団事務所の明け渡し、又は暴力団員若しくは薬物乱用者の不法行為による損害賠償を求めての訴訟等を提起する場合、その費用を無利子で貸し付けます。

## 見舞金の支給

暴力団員又は薬物乱用者から傷害を受けた場合は、その程度により見舞金を支給します。

## 暴力団離脱者に対する社会復帰の支援

暴力団を離脱し、又は離脱しようとする人に対し、就職の援助、宿泊費の支給等を通じて社会復興を支援します。



## その他

地域、職域の暴排活動の推進、各種会合への講師の派遣、不当要求防止の責任者講習の開催等を通じて暴力排除と薬物乱用防止活動を支援します。

## 公益財団法人 埼玉県暴力追放・薬物乱用防止センター



〒330-8533 さいたま市浦和区高砂 3-15-1  
県庁第二庁舎 1階  
TEL 048・834・2140 FAX 048・833・2302